

## 平成 26 年度第 2 回新潟市障がい者施策審議会 会議議事録【確定】

○日 時：平成 26 年 10 月 24 日（金）午後 1 時 30 分～3 時 50 分

○会 場：白山会館 2 階 胡蝶の間

○出席者

- ・ 委 員：松永委員、柳委員、熊倉委員、柏委員、丸山委員、佐藤委員、片桐委員、  
宇治委員、平澤委員、島崎委員、高岡委員 計 11 名（欠席委員：多賀委員、  
遁所委員、大瀧委員 計 3 名）
- ・ オブザーバー：林にいがた自立生活研究会代表
- ・ 関係課：児童相談所、こころの健康センター、各区健康福祉課、学校支援課
- ・ 事務局：佐藤福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員 5 名

○傍聴者：6 名（うち報道 1 名）

### 1. 開会

（司 会）

皆様、お疲れさまです。若干時間が早いようですが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから、平成 26 年度第 2 回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の大倉と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議についてですが、議事録を作成いたしますのでテープ録音をご了承いただきたいと思ひます。委員の皆様のご発言の際には職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。また、本日、報道機関が取材にまいっておりますので、撮影についてご了解いただきたいと思ひます。

会議に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。事前にお送りさせていただいたものといたしまして、資料 1、資料 3、資料 4、資料 5、それから参考資料 1、参考資料 2。こちらを事前にお送りさせていただいております。それから本日机上配付しましたものとして本日の次第、それから出席者の名簿、座席表、「新潟市障がい者施策審議会に対する意見について」、そして資料 2、アンケート報告書になります。以上となりますが、お手元にご覧いただけますでしょうか。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、多賀委員、遁所委員、大瀧委員から欠席の

連絡をいただいております。また、荻荘委員が辞任し、新たに医師会から理事の方を推薦していただきましたが、ご本人の都合によりまだ委員就任のご承諾をいただけていない状態です。そのため14名の委員となりますが、本日、11名の委員の方々が出席されており、過半数を超えておりますのでこの審議会が成立していることをご報告させていただきます。

また、今回、オブザーバーとしてにいがた自立生活研究会の代表、林様にご参加をいただいております。施策審議会条例第5条第4項の規定において、審議会が必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め意見を聞くことができると定められていることを申し添えます。

それでは、これより議事に移らせていただきます。ここからにつきましては、会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

## 2. 議事

(島崎会長)

皆様、こんにちは。よろしく願いいたします。次第に従いまして議事を進めさせていただきますと思います。

現計画の振り返りと次期計画の骨子案については、特に今日の大切な審議事項だと思っております。どうぞ、積極的なご発言をいただければと存じます。なお、終了時刻は15時30分を予定しておりますけれども、事前にご連絡させていただいておりますが、若干延長する場合もありますので、皆様、ご了承いただければと存じます。

### (1) 今後の進め方・スケジュールについて

(島崎会長)

はじめに、議事(1)今後の進め方・スケジュールについて、お諮りしたいと思います。事前にお送りした資料ですが、資料1「今後の進め方・スケジュールについて」をご覧ください。第1回審議会でお示したスケジュールにつきまして、変更案ということで記したものです。本日が第2回審議会、アンケート結果の報告と第3次障がい者計画骨子案についてということで、9月開催の予定が10月24日、本日となっております。第3回審議会、第4回審議会がそれぞれ前回お示したスケジュール案では10月、11月となっておりますが、それぞれほぼ一月後ということで、第3回が11月27日、第4回が12月4日、日時確定ということで、すでにご連絡させていただいているものと思います。議会報告は12月議会ということで、延ばせないということです。12月議会で議会報告をし、12月から1月にかけてパブリックコメントで市民の皆様から計画案についてのご意見をいただき、

それを踏まえて第5回審議会が来年度の2月ということで、それぞれ議会報告を終えて来年の3月に計画が完成するというスケジュールでございます。お送りした資料にもありますけれども、第3回の施策審議会、11月27日ですけれども、その間、社会福祉審議会の障がい福祉分科会ですとか、新潟市の自立支援協議会にも素案をお出しして意見をいただきながら修正を加えて文章全体を作っていくということもスケジュールの中には含まれているかと存じます。

この資料1にあります今後の進め方・スケジュールについて、変更（案）のところですが、来年の3月まで審議会をそれぞれ開催して今年度の中心的な重要課題である第3次障がい者計画と第4期障がい福祉計画の策定に当たるということによろしくございますでしょうか。ご意見をいただければと思います。何か不明のこととか不都合のところがありましたら、ご意見をいただければと存じます。

特にございませんようでしたら、資料1のスケジュールのとおり進めさせていただきたいと思えます。議事進行によりまして、途中で持ち回りというか、ペーパーでお諮りするとかということも出てくるかもしれませんけれども、基本的に開催はこれでということで、事務局、よろしくお願ひしたいと思えます。

## （2）アンケート結果について

（島崎会長）

次の議事でございます。議事（2）アンケート結果についてということで、先ほどご紹介ありましたにいがた自立生活研究会代表の林先生に、実際の集計結果が出たということで、今日、ご出席いただいております。資料2をオブザーバーの林先生からご説明いただいて、その後、質疑応答とさせていただきます。林先生、よろしくお願ひいたします。

（林代表）

よろしくお願ひいたします。にいがた自立生活研究会の林です。本業は新潟大学工学部福祉人間工学科教授です。新潟市障がい者ITサポートセンター長も兼務しております。

前回の会議でご報告したのですが、参考資料1と資料2を出していただけますでしょうか。参考資料1が前回の委員会でお配りしましたアンケート用紙そのものです。前にお話ししましたように、かつては非常に多くの量だったので、今回は重複するようなものを省きまして、非常にコンパクトに、A4判両面の2枚程度にまとめて作りました。内容は問1から問16まで、16問しかありません。その結果について、時間もありませんのでこの集計結果を見ていただきまして、簡単にご報告させていただきます。ただ、これはまだ結果が出たばかりなので、本当に第1次の集計結果ですので、今後、来年の計画に向けて

必要なデータをさらにここから抽出して、どの辺を重点的にやったほうがいいのか、もしくは前回の課題だったものがどの程度改善されているかとか、そういうものをデータから読み取って次の計画に反映させていきたいと思っております。今回は第1次集計という形で皆様にご紹介いたします。

資料2を見ていただけますでしょうか。表紙にどのような集計をしたかをまとめてあります。まずは、郵送をどうしたかといいますと、手帳を持っている方の1割をランダムで抽出しまして、資料2の最初のページの表を見ていただきたいのですが、上の表の部分が手帳を持っている方にお配りしたアンケートの数です。母数というのは、現在、新潟市で手帳を持っている人の数です。大体その1割を対象者としてランダムに選びまして、アンケートを配布いたしました。その右側にある回答数というのは、その中で何通返ってきたかということです。回答率が右側に書いてあります。大体60パーセント弱くらいの回答率です。前回とどうでしょうか、私が新潟市障がい者ITサポートセンターでやったときも大体60パーセントくらいだそうで、大体このくらいの回答率が普通なのではないかと思っております。手帳保持者の合計回答率は58パーセントということで、回答数は2,356名からいただいております。下のほうは発達障がい、それから難病の方から、これは無作為に抽出しまして、やはり1割です。それに対する回答率がかなり低くて、約半分、33パーセントという回答率になっています。回答者の合計は2,601人という回答者を得ております。

では、ページをおめぐりいただきたいのですが、問1から順番に、単純集計ですので、どのような感じであったかという雰囲気だけを見ていただきたいと思っております。まず、問1はどのような問いかという、日常生活での介助支援はだれがやっているかということです。上位を見ますと、配偶者が大体23パーセントくらいでしょうか。施設職員、それから子までが20パーセント。これは複数回答ですので全部足しても100パーセントにはならないのですが、やはり配偶者、施設職員、子という順番で、その次に母親という順番で並んでいることが分かります。施設職員が2番目ということは、やはりこの辺の介護の社会化というものが現代ではかなり進んでいるということをお話しているのではないのでしょうか。

問2は平日昼間の過ごし方です。ちょっと色の対応が分からないのですが、サイズの一番大きい75.3パーセントが実は特に何もしていないというのが一番多いのです。高齢者も多いということも、あとで詳しく分析する必要があると思うのですが、何もしていないというのが一番多い、左側の上のところ。その次に多いのが家事手伝いです。3番目が正社員という順番で並んでおります。この辺がどういう障がいという年齢層がどういう昼間の過ごし方をしているかということは、今後、詳しく調べていきたいと思っております。これはあくまでも全体の集計となっております。2,601人全体の集計となっております。

問3は現在利用している福祉サービスです。一番多いのが補装具費支給です。これが一番伝統がある給付制度ですので、これが10パーセント。その次が施設入所の支援、それから日中一時支援の三つがかなり飛び抜けておまして、その次は居宅介護、生活保護という順番で続いております。補装具費の支給が一番多いという状況でしょうか。やはり、施設と装具はある意味で一番伝統的な、二つが1番と2番を占めております。問3も今度は障がい別とか等級別とか年齢別というものでより詳しく分析していきたいと思います。今回はあくまでも全体の1次統計です。

問4は非常に重要なのですけれども、福祉サービス改善・拡充の要望です。拡充の要望ということは、まだその辺が不十分であると思っている方がいるということを示していると思うのですけれども、これは1番目が断トツでして、複数回答ですのでいくらかでも答えられるのですけれども、経済的な負担の軽減と。経済的に非常に厳しい状態、これは35パーセント近く、33パーセントくらいでしょうか、3人に一人は経済的に厳しいという状況を訴えているように思います。2番目がバリアフリーと相談支援というのがその次に二つ、少し飛び抜けております。バリアフリーの場合は、やはり移動の問題です。それから相談支援体制は、困ったときにきちんと相談する体制がまだ不十分であると考えている方がいるというような感じです。そのあとは大体同じような、大体10パーセント前後で権利擁護、雇用促進、就労支援、外出サービス、入所サービスというものが続いてまいります。経済的負担の軽減というのはかなりの方が望んでいらっしゃるということが分かります。これも障がい別、年齢別、等級別に今後詳しく分析していきたいと思います。

問5はどこで暮らしたいかというものです。あとで出てくる、今、どこで暮らせるというものと対になっているアンケートです。圧倒的な多数、75パーセント近い人がやはり自宅で暮らしたい。その次に多いのが入所施設が大体、パーセントがないから少し分からないですね。20パーセントくらいでしょうか。そのくらいの方が入所施設で、グループホームが意外と少ないということを示しております。

問6は、今、新潟市でも検討されております差別の解消の問題にかかわる、どのくらいの方が障がいを理由とした差別を体験しているかという統計です。4分の1強の方がやはりそういう障がいを理由とした差別を実感したことがあるという結果となっております。これももう少し障がい別に見ていくといろいろなことが分かるのではないかと考えております。

次は問7です。これはどこに住んでいるかということで、人口比がかなり違いますので地域によってかなりばらつきがありますけれども、全体でこのような、やはり中央区と西区が少し多いという感じでしょうか。江南区が少ないという状態です。

次の表は手帳の種類と年齢です。これはよくある国の統計などとほとんど同じ値になって

いるのですけれども、例えば、身体を見ますと 17 歳以下と成人と高齢者というように分布していますけれども、一番上を見ますと、手帳を持っている中で 73 パーセント、4分の3は高齢者であるということが分かります。それから療育手帳、精神保健福祉手帳になりますと成人が多いと。複数のもを持っている方もやはり成人が多いという統計になっております。身体の障がいを持っている方は、高齢者が4分の3を占めるという、一般的にいわれているそのままの統計になっております。

次は調査票をだれが記入したかというものと、それから手帳の種類によって分類されております。一番上を見てください。自分自身が回答されたということです。身体、療育、精神、複数と並んでおります。表の3段目くらいに手帳の種類のパーセントというものがあります。身体障がい者では 63.3 パーセントが自分で記入したということになっております。高いのは精神と身体が 60 から 70 くらい、それに対して療育と複数の人たちは 20 パーセント、5分の1くらいの方が自分で記入したということになります。自分が回答して家族が記入したというのは、これは大体並んでいます。身体、療育辺りが 15 から 7 くらいですけれども、精神と複数に関しては非常に低い値となっております。家族や介助者が回答を記入したということになりますと、今のものとちょうど逆になりまして、そうでもない。身体が 20 パーセント、療育手帳の場合はやはり多くて、60 パーセントが家族や介助者が記入しています。精神は 20 パーセント、複数になりますとやはり重度になりますので、70 パーセント近くがご家族が回答しているというアンケート調査になっております。

差別解消条例の認知度です。今、新潟市が作成しております差別解消条例なのですけれども、これは年齢別の集計表です。はいは知っている、いいえは知らないということなのですけれども、カテゴリー別の年齢で 17 歳以下を見ますと 12 パーセントが知っているのですけれども 88 パーセントは知らない。成人も 10 パーセントは知っているけれども 90 パーセント近くは知らない。65 歳以上も大体同じで 10 パーセント、90 パーセントということになっておりますので、これはやはりまだ認知度がかなり低いということが分かります。それは年齢層によらず認知度が低いということが分かります。成人も若年者も高齢者も 10 人に一人で、ほとんどの方はまだそういうものがあるということを知らないという状態で、もう少し広報していく必要があるのではないかとことを示しております。

次に、手帳の種類です。これもほぼ同じでして、手帳の種類によらず大体 10 パーセントくらいしか知らなくて、90 パーセント弱が知らない。年齢にも手帳の種類にもよらず、ほとんど9割は知らないというのが現状だと思います。これは条例の趣旨からしてももう少し改善していかないと、ボトムアップ、実際の障がい者から声が上がらないと、せっかくの解消条例だというのに非常にトップダウン的なことになってしまう可能性がありますので、少

し改善が必要ではないかと考えられます。

それから施策の評価ですけれども、折れ線グラフになっているところです。これも年代順に若年者、成人、高齢者、全平均なのですけれども、これは大体 55 パーセントから 70 パーセントで年齢層ごとに若干増加する傾向があります。高齢者のほうが評価が若干高い。10 パーセント弱評価が高いという結果です。それに対して、今度は手帳別が非常に大きく変わります。ただ、縦軸が先ほどと違いますので、今度は縦軸は 54 パーセントから 70 パーセントですので拡大されているのですけれども、身体障がい者の方が 69 パーセントに対して療育手帳は若干下がりました 62 パーセント、精神が 60 パーセント、複数になりますと 59 パーセントくらいでしょうか。全体としての評価は大体同じで 67 パーセントくらいになるのですけれども、これが優位かどうかは今後検討が必要ですが、手帳別によって施策評価に若干なりとも変化があるという感じがいたします。

今日、まとめてきたのはこれくらいなのですが、今後、先ほど申しましたようにより詳しい手帳別の内容、それから大事なのはクロスなのです。二つ条件があったときにどうなるかとか、そういうことを最初からできるようにアンケート設計がされていますので、例えば、高齢で何とかだとかいう状況にあるとか、二つ条件で集計するというのも今後やろうと考えております。しかし、無意味に指名しても仕方がないので、私が考えているのは、前回のやりたかったことに対してそれが果たしてどの程度の満足度があるのかとか、今後やるべきことをここから引っ張り出すようなアンケート集計をしていきたいと思っております。

私からは以上です。どうもありがとうございました。

すみません、一つ訂正があります。この表が間違っておりまして、3 ページ目の主な利用サービスというものがあります。生活保護というのは打ち間違いで、生活介護の間違いです。申し訳ありません。訂正をよろしく願いいたします。訂正させていただきました。ありがとうございました。

(島崎会長)

ありがとうございました。

ただいま、林先生から説明がありました。お聞きになりたいこと、ご意見等ございましたらお手をあげていただいでご発言いただければと思います。

(林代表)

こういうものをぜひ調べてほしいというものがあつたら反映させたいと思いますので、ご意見、よろしく願いいたします。

(島崎会長)

第 1 次報告書、暫定版ということですので、何回もおっしゃってくださいましたけれども、

この後クロス集計をして、あと、その他の自由記述などもたくさん、膨大な量があるのだと思いますが、今日はあくまでも集計ということで、自由記述のところは出ていませんけれども、そこにも生のさまざまな意見が出ていたと思いますので、今後、そういうものも整理をして見せていただきながら、反映させていけばいいのかなと思います。いかがでしょうか。

(丸山委員)

質問させていただきます。資料の1ページ目ですが、この統計の母数についてです。身体3万人から始まってずっと書いてありますが、私は発達関係をやっている関係で、非常に母数が少ないなど。これは何か理由があるのか。障がい者の全体数で言うと、潜在的なものまで入れれば発達障がいというのはほかの障がいと比べて人数が一桁多いはずなのです。でありながら圧倒的に母数が小さいのは何か理由があるのかということをお聞きしたいと思いません。

(事務局)

統計を取るうえで、ある線引きをしないと正しい統計が取れないという話が先生方からありまして、発達障がいというのは手帳がないので、では何で線を引くのだというときに、新潟市発達障がい支援センターJOIN（ジョイン）の平成25年度の利用者を対象に、それを母数としてその1割を抽出したということなので、実際の数とは合っていないかもしれません。

(丸山委員)

分かりました。ジョインの利用者をベースにしたと。

(林代表)

これは逆にご意見をいただきたいと思うのですが、何を母数とするかというのが。

(島崎会長)

今、事務局の福島こころの相談センター長が手を上げてくださっていますので、何かご説明ということで、お願いします。

(関係課：福島)

説明になるか分からないのですが、精神の手帳の中に発達障がいの方も相当数含まれています。合計は分からないのですが、近年、私は判定をしていますけれども、発達障がいの方の申請が急増していますので、この中にある程度含まれている部分もあるのかなと思います。

(丸山委員)

分離しきれないで、発達障がい専門の手帳はありませんから、精神の中に一括されている

ので、精神として統計上処理しているものの中にも分けきれないで発達障がいが入っている可能性があるということですか。

(林代表)

そうなのです。これはあくまでも手帳をベースにした集計をしているので、おっしゃるとおりで、発達障がいが十分把握されていないとすれば、何を母集団として統計処理をすればいいかという、本当にこれからご相談して、まさに決めていったほうがいいのかなという気がします。今回は、ジョインはきちんととれるという意味で、母集団として適切だという判断からこうしたということです。ありがとうございました。

(丸山委員)

よく理解できました。ありがとうございます。

(島崎会長)

ありがとうございました。この部分については、自由記述の部分ですとかクロス集計のところですか、この審議会の関係の委員の皆さんからご意見をいただいて計画や福祉計画、施策づくりに反映させていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかにご意見ございませんでしょうか。事務局は特によろしゅうございますか。

骨子案ですとか、これから作っていくわけですけれども、ニーズ調査というのは非常に大切なわけで、この部分をさらに林先生はじめにいがた自立生活研究会で分析等を進めていただいて、また審議会の中でそれを見ながら、ぜひ、反映させていければと思っております。

アンケートの結果について、今、ご説明いただきましたけれども、よろしゅうございましょうか。

(林代表)

最後に一言なのですけれども、新潟市に、ぜひ、これを有効利用して、あまり言うとな怒られるかもしれないのですけれども、今までだとも取りっぱなしという感じがしますので、今後、こういう生の声を大事にするために集計しますので、逆にこういうものがほしいということをお願いいただければ、いろいろなクロス集計をしましたり、その部分のほかとの差とか、本当に差があるのかとか、そういうことを投げただけとこちらとしてはうれしいと思います。それをこういう次の施策に反映していくという、ある意味ではエビデンスに基づいて施策を決めていくという。もちろん、それを全部できるわけではないのですけれども、ぜひ、できそうなことは我々のほうに投げてほしいというのが我々からのお願いです。よろしく願いいたします。

(島崎会長)

ありがとうございました。こういう部分も読み込んで分析してもらいたいということがあ

りましたら、机前にお配りしました「新潟市障がい者施策審議会に対する意見について」というところでもお聞かせいただければと思います。

林先生、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。また、今後の審議の中でお聞きになっていて感じているところなどもご意見としてお聞かせいただければと存じます。

### (3) 第2次新潟市障がい者計画の振り返りについて

(島崎会長)

それでは、議事(3)に移らせていただきたいと思います。第2次新潟市障がい者計画の振り返りについてでございます。こちらについては、資料3を事務局より説明いただきまして、その後、質疑応答とさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、資料3をご覧ください。今、座長からもありましたが、第2次新潟市障がい者計画の振り返りの資料となっております。なお、第3期新潟市障がい福祉計画の振り返りにつきましては、次回以降、またお話しさせていただきたいと思います。ここでは障がい者計画の振り返りになります。

それでは、資料3でございます。表の見方ですが、左側に第2次計画の施策の方向性、右側に施策の方向性に対する主な評価及び成果、それから課題を記載してございます。右側の網掛けになった部分が課題部分となっております。

時間の関係もありますので、記載されている評価全部はご説明できませんので、特徴的なものを紹介させていただきたいと思います。まず、1ページ目の各論の1 地域生活の支援の(1)相談支援体制の充実ですが、その二つ目の丸です。各区の委託相談支援事業者を再編し、基幹型相談支援センターをこの10月に設置し、相談支援体制の強化を図りました。今後は基幹型の相談センターを中心に困難ケースには複数の相談員で対応するとともに、相談員の専門性を向上させ、さらに体制を強化させていきたいと考えております。

次に、同じページの②に対応する部分のところですが。緊急相談体制については、在宅やグループホームで暮らす障がい者の生活課題や緊急時に対応する24時間体制のコールセンターを4区に設置していましたが、今年度より全区に拡大し、体制の強化を図りました。

次に、2ページ目になります。⑤に対応する部分です。新潟市ひきこもり相談支援センターにおいては相談員を1名増員し、相談体制を強化しました。課題といたしましては、ひきこもりの実態把握や相談先の周知、連携体制の強化などが今後の課題としてあげられます。

その下、⑥です。自立支援協議会におきましては、関係機関のネットワークを構築すると

ともに困難ケースへの対応を協議してまいりました。この協議会では短期入所が少なく、夜間の緊急受入先が不足しているという地域課題の解消のために、通所施設において緊急時に夜間支援事業を検討し、今年度6月からこの制度を立ち上げたところでございます。

次に、下の（2）在宅サービスの充実です。一番下になりますが、訪問入浴です。これにつきましては、これまで週2回としておりましたが、ニーズの高い夏場には週3回に利用回数を拡大しております。

次に、3ページです。下のほうになりますが、（4）サービス基盤の充実です。この計画中に生活介護8か所、就労系事業所20か所、グループホーム19か所などの整備を行いました。しかし、強度行動障がいや重症心身障がい児者が利用できる事業所、それから行動援護事業所、グループホーム、それから全体的に短期入所が依然として不足しているという状態がありますので、これらの施設をいかに増やしていくかというのが大きな課題となっております。その下の丸ですが、施設入所待機者の解消に向け、現在、待機者の実態把握を行っております。今後は把握した内容を分析し、待機者のニーズに合わせたサービスの充実に取り組むことが、これも大きな課題となっております。

次に、②の部分です。精神障がい者の地域移行を推進するため、地域体制整備コーディネーターによる精神科病院への普及啓発や相談事業所への技術支援を行いました。課題といたしましては、行政機関、病院、関係事業所のネットワークの再構築、支援技術の底上げなどが課題となっております。

次に、少し飛びますが、7ページになります。（8）権利擁護の推進ですが、その三つ目の丸の共生社会の実現を目的とした、（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例の検討会を設置し、市独自の条例制定に向けて検討を重ねております。なお、条例では障がい者の権利擁護のため、差別が起きてしまった場合の事後対応策として相談・紛争解決機関の設置を検討いたしております。

次に8ページ目です。大きな各論の2の（2）医療及びリハビリテーションの充実ですが、一つ目の丸、重度心身障がい者医療費助成について、この9月から精神手帳の1級所持者を助成対象に加え、名称を重度障がい者医療費助成と変更いたしております。

次に、同じページの（3）精神保健と医療施策の推進の②です。夜間の精神科救急体制の強化を図るとともに、県、市と共同で運営する新潟県精神科救急情報センターを開設いたしました。課題といたしましては、精神科救急情報センターの機能強化や平日昼間の救急体制の整備などがあげられております。

次に、9ページです。大きな3番の雇用促進と就労支援の（1）ですが、新潟市障がい者就業支援センターこあサポートを昨年10月に開設し、障がい者や企業に対する相談、定着

支援といった直接的な支援を行うとともに、関係機関や企業と連携し、総合的な支援を行うことができたと思っております。

次に、10 ページになります。10 ページの一番上ですが、障がい者雇用に取り組む企業のネットワークみつばちを平成 26 年 2 月に立ち上げ、企業や教育機関、行政が相互に相談支援や情報交換できる体制を整備するとともに、同ネットワークと共同主催で障がい者雇用に積極的な企業を認定する制度をこの 10 月に創設し、障がい者就労の支援体制の整備を図りました。

次に、11 ページです。大きな 4 番、療育・教育の充実の（1）就学前療育の充実の一つ目の丸ですが、発達障がい支援センターによる専門的な相談支援を行うとともに、身近な場所で療育が受けられるよう、全区で療育事業を実施いたしました。また、各保育園、幼稚園の主任保育士等を対象とした発達支援コーディネーターを養成し、療育体制の充実を図りました。次の丸ですが、本市の中核的な療育支援機関として、（仮称）こども発達支援センターを現在建設しております。ひしのみ園と幼児ことばところの相談センターの機能を集約し、専門性を高めるとともに、療育事業の強化を図っていきたいと考えております。

次に、12 ページです。（2）学校教育の充実ですが、三つ目の丸です。障がいのある児童生徒への適切な支援のために、関係機関の調整を図る特別支援教育コーディネーターをすべての学校で指名し、その下ですが、コーディネーター研修を実施、指導力の向上を図りました。

次に、飛びますが、15 ページです。上のほうになりますが、6 の啓発・広報活動の推進です。（1）障がいと障がい者に対する理解の普及ですが、先ほど説明させていただきました共生社会の実現を目的とした条例において、周知啓発、研修の実施や交流機会の提供について定め、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深める取組を検討いたしました。

以上で、第 2 次障がい者計画の施策の方向性に対する評価と課題の説明を終わります。なお、この部分については、今日出席以外の全庁の課にわたっての施策となっております。ご質問によっては、場合によっては今日お答えできない者もあるかもしれませんが、そういうものがあれば次回、また改めてお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（島崎会長）

ありがとうございました。

第 2 次障がい者計画の評価及び成果と課題ということで、今、事務局からご説明をいただきました。現計画の振り返りという非常に大切なところでございます。これを次期計画の現状と課題に反映させられて、それにどう取り組むのかという形になっているかと思えますけれども、いかがでしょうか。ご不明な点、ご意見などがあればいただきたいと思えます。

(松永委員)

松永です。

今、説明いただきました最初のほうの相談のところに、地域のところがあります。これをずっと読んでいくと、相談、基幹型とかのところでピアカウンセラーという言葉があるのですけれども、これは当事者のことを意味していると思うのですけれども、実際にはどのような方が当たっているのでしょうか。障がい者相談員が新潟市におられると思うのですけれども、その方々を対象にしているのでしょうか。その辺をお聞かせください。

(島崎会長)

施策の方向性として、現計画の中にピアカウンセラーの配置等の記載があるけれども、振り返りとしてはどうであったのかという松永委員からのご質問でございます。よろしく願いいたします。

(事務局)

松永委員おっしゃるとおり、法律に基づく相談員の指定がありますので、知的と身体になります。そちらをはじめとし、そのほかにも、別の事業の中でピアカウンセラーによる相談というものも一部やっているものもございます。

(松永委員)

そうすると、まず、各区に障がい相談員がいると思うのですけれども、区によって、私は江南区ですけれども、多分、3人いると思うのです。身体が二人で視覚が私なのですけれども、そうすると、聴覚の方がおられない。各区を見ていった場合、知的、身体、それぞれの中の当事者側から見ると、視覚がいたり聴覚の方がいないとかそういう部分でいろいろと問題があるのではないかと思います。これを今後どうするか。というのは、私ども、団体としても相談を受けている場合、実は、当事者の声を聞きたいという相談がけっこうあるのです。そういう意味で、専門職の方々が当たるのはそれはそれでよろしいのですけれども、当事者も確実にかかわっている状況を見た場合、基幹型の部分というと4か所でしょうか、そのほかに各区でどう対応されるかですけれども、各区にそういう対応のできる人が必要なのではないかという気がするのです。区別に分けなくてどこかでまとめてという方法も、あるかもしれませんけれども、今後のこともありますので、その辺、お聞かせ願えればと思います。

(事務局)

今、松永委員からいただいたご意見を参考に、今後、あり方について検討していきたいと思っております。

(松永委員)

よろしくお願いたします。

(島崎会長)

これは大事なことだと思います。ありがとうございます。施策と、場合によっては計画に  
どういう形で入れていくかということで、検討していければと思います。

(高岡委員)

公募委員の高岡でございます。

前日も申し上げましたけれども、私は障害年金受給支援、手続きの支援を専門にしている  
社会保険労務士でございます。そういう立場から、障害年金ということが非常に障がいをお  
持ちの方には大事なことだと。国も障がいをお持ちの方に対する所得保障だと位置づけて運  
営しているわけです。

先ほど、林先生からご説明いただいたアンケート調査によりまして、3ページにありま  
すとおり、経済的負担の軽減ということがとても多くあると思うのです。そういうことで、  
具体的な事例がありましたということで、それをご紹介申し上げながら、障害年金について、  
障がい者施策に折り込むことの重要性、具体的な障害年金というものを付して施策の中に組  
み込んでいただきたいということを申し上げたいと思います。

実は、私、先回7月の審議会の直後に、某町の相談会に行つてまいりました。その相談会  
の席でIQが46、知的障がい者であります。そして36歳の女性でございました。こういう  
方が障害年金を請求したいのだがとまいりました。私の今までの経験からしますと、IQ46  
でありますれば精神系の診断基準、ICD10というWHOで出しているものがありますけ  
れども、その中で行きますと間違いなく障害基礎年金2級に該当する方です。こういう方が  
ずっと放置されてきて、中学校を出てから日給1,000円で町の旅館の手伝いをしていたとい  
うのです。その宿が廃業になって少ない収入すらも失ってしまった、どうすればいいのかと  
いうことで、町に相談されて、町の方が障害年金ということで相談にいらしたのです。これ  
は考えてみますと、皆様ご承知でいらっしゃるかもしれませんが、不可逆的で、知的障がい者  
の方は生まれついたときから治らないわけです。よくなるということは絶対にないのです。そ  
うしますと、この方を適切なフォロー、それは何かといいますと、二十歳前障がいの知的障  
がいの方が二十歳の誕生日前後3か月、計6か月の間にきちんと受診していただいて、その  
場でIQがきちんと証明されていればその時点から障害年金に認定されるわけです。そう考  
えると、この方は34歳まで障害年金が放置されてきた。考えてみますと、現在、障害年金、  
基礎年金の2級は年額77万2,800円です。これを14年でやりますと約1,100万円近い遺失  
利益があったのです。

障がいをお持ちの方で日常的に費用も余計にかかる、そして収入の道が絶たれるという事

例に遭遇したものですから、まず、この施策の中に具体的な施策として盛り込んでいただきたいと思います。二十歳前の障がいをお持ちの方をフォローする施策を、ぜひ、打っていただきたい。その手立てとしてどうしたらいいのかということになりますと、先ほどのご説明にもありましたとおり、相談事業の中に障がいで相談に当たられる方に対して、障害年金に関する知識をスキルアップの一環としてお持ちいただくような施策をやっていかなければならないだろうと思います。併せて、障がいをお持ちの方に対する市独自の相談会のようなものを定期的で開催していく必要があるのではないかと考えています。それが1点であります。

それから、次を発言させていただいてよろしいでしょうか。

(島崎会長)

少しお待ちください。第2次障がい者計画の振り返りについてですか。

(高岡委員)

振り返りと併せて今後の施策というところに、今、具体的なものとして入れていただきたいということで申し上げたわけです。

(島崎会長)

それは次のところでよろしゅうございますか。今、お聞きしたほうがよろしいでしょうか。

(高岡委員)

評価のところですか。評価のところでしたら、私、言い場所を間違えたでしょうか。

(島崎会長)

今、高岡委員からいただいた部分につきましては、非常に貴重なことだったと思います。年金受給に関する相談体制と周知について、あるいは経済的な支援のところ、振り返りとしても制度の周知を適切な支給を行う必要があるということが課題として網掛けとして、高岡委員もご覧いただければと存じますが、3ページにあります。そこに、今、高岡委員がおっしゃったような具体的な提案を具体的なサービスの中身として実施する方向で検討していくということが大切かと思しますので、今いただいたご意見はそういう形で反映できるのではないかと私はお聞きしましたが、そのようなことでよろしゅうございますか。

(高岡委員)

まさにそのとおりでございます。

(島崎会長)

ありがとうございます。高岡委員、もしございましたらまたと思いますが、できるだけ多くの委員からご意見をいただければと思います。

(熊倉委員)

1 ページの相談支援体制の充実に関連してなのですが、8 か所を4 か所に集約して基幹型ができた。それで、このままですともの8 か所それぞれあった事業所も委託の事業所としては残っているのでしょうか。その辺の情報と、問題はどのような相談支援事業所の数がある、そして、今、どういう状況なのか。よく言われているのは、これだけの方に計画を何とかしなければいけないとか、相談員が一人当たりどのくらいの案件を抱えているとか、その辺のところ、ここで出たほうが何をしなければだめなのかということが分かっていいかと思うのです。そして、相談支援事業所も、従来、委託を受けてやってこられたところに、最近できたところというのはなかなか増えていないということも聞くのですけれども、そういった相談支援事業所全体の数の推移なども情報としては知りたいと思います。

(事務局)

委託相談支援事業につきましては新潟市がお金を出して委託しているということで、いわゆる計画の策定ですとか地域移行の相談につきましては、特定相談事業所、一般相談事業所という形になります。今、特定と一般をやっているところにさらに同じような法人8 か所に市として委託をして、上乘せといいますか、人員の上乗せをしていた部分を委託だけを集約して4 か所に集めたということがございます。それぞれの一般、特定については引き続き残っているというところがございますが、計画策定につきましては、今年度が一つ目途になっている中で、6 月末時点で障がい者については進捗率が 54.1 パーセント、障がい児については 71.6 パーセントという作成率になっています。今後まだたくさんの方が残っているわけなのですが、それにつきましては、今年度、新たに相談事業所が1 か所指定を受けております。採算性等の問題があってもなかなか増えないのですが、我々としても、今ある事業所の人数を増やしていただきたいと各事業所をお願いをして、いくつかの事業所で、一時的ではありますが、人数を増やしていただいたという努力をしているところです。リミットとしましては、来年度の誕生日、それぞれの障がい者の誕生日の新たな認定時期までに切り替える必要があるということですので、それに向かって私どものほうでは進めている状態でございます。

(島崎会長)

熊倉委員、よろしゅうございますか。

次期計画のところ、また関連するようなことがあればご説明いただければと思います。

ほかに、振り返りについて、資料3 の評価及び成果と課題ということでご説明いただいていますけれども、よろしゅうございますか。

時間もございますので、先に進めさせていただいて、お気づきのところがあったらまた関連するところでご意見をいただければと存じます。最初にご説明ありましたとおり、振り返

りについては、今、第2次新潟市障がい者計画ということで、福祉計画については次回、評価及び成果と課題という形でお示しいただけるということですので、さらにそこで具体的なニーズとサービスの状況が見えてくると思います。この障がい者計画の振り返りについてはよろしゅうございますか。

それでは、ここでひとまず区切らせていただきまして、議事（3）を終了とさせていただきます。

#### （4）第3次新潟市障がい者計画 骨子について

（島崎会長）

それでは、議事（4）に入りたいと思います。第3次新潟市障がい者計画骨子案についてでございます。こちらについては資料4、資料5で事務局から一括でご説明いただいて、その後、質疑応答に行きたいと思います。ご説明いただいて、その後、基本理念と基本目標をひとくくり、そして各論の地域生活の支援、保健・医療・福祉の充実でひとくくりで、療育・教育の充実と雇用促進と就労支援でひとくくり、最後に生活環境の整備、差別の解消及び権利擁護の推進でひとくくりという形で、全項流してですと、なかなかどこがどうということが見えにくくなったりしますので、くくりながらご意見をいただくという形で進めたいと思います。それでは、骨子案につきまして、資料4、資料5により事務局からご説明をお願いいたします。

（事務局）

お願いいたします。最初に、資料4を使いますので、資料4をご覧ください。こちらは第2次計画と第3次計画案の構成を比較した表になっております。ご覧のとおり、左に現在の計画の構成、右には第3次計画の構成案になっております。間に国の動き等という形になっております。時間の都合もございますので、第2次と第3次で変更した点を中心にご説明したいと考えております。

まず、第3次計画についてなのですが、国のさまざまな動きを整理しますと、障害者虐待防止法や障害者総合支援法、第3次障がい者基本計画や、現在新潟市で検討を重ねている共生社会の実現を目的とした条例を踏まえた構成の案となっております。また、ここでは記載しておりませんが、今ほどご説明のありましたアンケート結果についても、計画の中で踏まえる必要があると考えております。

最初に、第1部の総論が上のほうにあります。基本理念、基本目標についてですが、こちらは第2次計画を踏襲した形を第3次でも考えておりまして、大きな変更はしておりません。

次に、真ん中のほうに行きますが、第2部の各論ですけれども、こちらはいくつか、第2次の計画から変更している部分があります。変更点ですけれども、まず、第2次のほうでは3雇用促進と就労支援、4療育・教育の充実の順番になっていたのですけれども、第3期では3療育・教育の充実、4雇用促進と就労支援に変更しております。こちらについては、ライフステージの順番となるように入れ替えをしようというものです。

次に、5生活環境の整備に、第2次計画にはありませんでした(4)防犯、消費者トラブルの防止及び被害からの救済を追加しております。こちらは国の基本計画に追加された項目になっております。

次に、6差別の解消及び権利擁護の推進ですが、こちらについては、第2次計画では啓発・広報活動の推進としていたものを差別解消法や市の条例制定の動きを踏まえまして整理して、6のところの(1)に障がい理由とする差別解消の推進と、第2次計画では1番の生活支援の中の(8)にあった権利擁護の推進を第3期では6に追加しております。

資料4についてのご説明は以上です。

次に、資料5をご覧ください。第3次新潟市障がい者計画骨子となっております。こちらは骨子なのですが、先ほどもお話ししたとおり、現行の第2次計画をもとにして第2部の各論の部分の現状と課題と施策の方向性を見直しているという資料になっております。こちらについても大きく見直した箇所や追加した箇所を中心にご説明いたします。

まず、3ページになりますが、各論1、地域生活の支援の(1)相談支援体制の充実の施策の方向性をご覧ください。こちらなのですけれども、次の4ページを開いていただいて、丸がついているのですが、上から五つ目の丸ですが、ひきこもりに対する支援において、今後、ひきこもりの実態調査を実施し、現状把握を行い、支援体制のあり方について検討することから、その文言を追加しております。

次に、(2)在宅サービスの充実の現状と課題の三つ目の丸になります。ショートステイについてです。こちら、市内の多くの事業所は空床利用型や併設型となっており利用定員が限られているため、不足しているという現状を新たに記載しております。

続きまして、次のページになりますが、5ページの(4)サービス基盤の充実の現状と課題についてです。こちらですが、こちらも次のページを開いていただいて、6ページです。上から二つ目の丸ですが、精神障がい者の地域移行についてなのですけれども、国の補助の事業見直しと平成26年4月の精神保健法の改正により地域体制整備コーディネーターの事業委託を廃止したことから、行政機関、精神科病院、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所が一体となって取り組む体制が求められていると、こちらに書いてはあるのですが、こういう形での記載を見直しをしているところです。

下の施策の方向性の三つ目の丸についてなのですが、同じような理由から、地域移行の推進に向け、関係機関のネットワークを強化し、支援技術の底上げを図ると記載を見直ししております。

次に、8ページをご覧ください。各論の2保健・医療・福祉の充実の(1)障がいの予防と早期の気づき・早期の支援ですけれども、こちらは各区で実施している事業や平成27年に開設予定の(仮称)こども発達支援センターを踏まえまして、現状と課題の三つ目の丸や9ページの施策の方向性の一つ目の丸と最後の丸において、名称等を含めまして見直しをしております。

次に、10ページになります。(3)精神保健と医療施策の推進については、施策の方向性の一つ目の丸で平成26年9月1日から重度障がい者医療費助成の対象者に精神保健福祉手帳1級所持者を加え、医療費助成の拡充を図ったことによる方向性を見直しをしております。次のページに移りまして、11ページの一つ目の丸ですが、精神科給付については平成26年3月に県と共同で精神科救急情報センターを開設し、平成26年4月から夜間の精神科救急医療体制の県内完全2ブロック化を実施したことにより、見直しをしております。

続きまして、12ページになります。各論の3療育・教育の充実です。こちらの(1)就学前療育の充実ですけれども、施策の方向性の5番目の丸で、園における障がい児の支援の中心的役割を果たす発達支援コーディネーターの配置を進めていることから、文言を追加しております。

下の(2)学校教育の充実におきましては、現状と課題の二つ目の丸、共生社会の実現を目指し、インクルーシブ教育システム構築を進めるや、次のページの施策の方向性の中の一つ目の丸、医療や福祉等の関係機関との連携体制の整備を含めて、よりよいあり方を検討する。また、五つ目の丸になりますけれども、下から2番目になります。就学及び就労など、将来の方向性について保護者との合意形成を図りながら丁寧に進めるなどという中央教育審議会の報告の方向性に併せて表現を見直ししております。

次の14ページになりますが、中ほど4、雇用促進と就労支援の(1)雇用促進と一般就労の支援ですけれども、隣の15ページに移りまして、現状と課題の一つ目の丸で、平成25年10月に開設したこあサポートについて記載を入れております。また、すぐ下の施策の方向性の一つ目の丸でこあサポート、四つ目の丸では農業などの地域特性を生かした職域の拡大について追加しております。

次に、16ページに移ります。各論の5生活環境の整備ですが、こちらは次の17ページの中ほど、(3)防災対策及び災害時支援体制の整備の現状と課題におきましては二つ目の丸、消防局の消防情報システムによる安全・迅速・確実な消防救急活動や、次の丸にあります、

聴覚に障がいがあり口頭による 119 番通報が困難な方々に対し、ファックスやメールによる 119 番通報を可能とした緊急通報システムが確立していることから、その文言を追加しております。

次に、18 ページの下のほうですが、(4) 防犯・消費者トラブルの防止及び被害からの救済については、先ほどの資料 4 でも説明しましたとおり、国の計画に項目が追加されたことから、新しく新規で盛り込んでおります。

次に、19 ページに移りまして、真ん中ほどの 6 差別の解消及び権利療護の推進の(1) 障がいを理由とする差別解消の推進ですけれども、こちらも先ほどの資料 4 でご説明したとおり、差別解消法や市の条例を踏まえて項目を新設したものです。施策の方向性の二つ目の丸、この条例では、障がいを理由とする差別解消の未然防止策として、障がいや障がいのある人に対する市民への理解を深める周知啓発・研修を実施することや条例推進会議の設置、事後対応策としての相談・紛争解決機関の設置などを定めています。これらの取組を推進することで障がいを理由とした差別の解消等を図り、共生社会の実現を図ろうというものになっております。

以上、骨子案の特徴的な部分のご説明を終わります。

(島崎会長)

ありがとうございました。第 3 次新潟市障がい者計画の骨子案についてご説明いただきました。

資料 4 と資料 5 ということですが、同時に参考資料 2、事前にお送りいただいた資料、現新潟市障がい者計画の抜粋ですけれども、委員の皆様お持ちだと思います。骨子案の検討については資料 3、先ほどご説明いただいた現計画の振り返り、施策の方向性に対する評価及び成果と課題、振り返りで、今後の課題ですと、検討していきます、取り組みますということが資料 5 の次期計画のところはどういう形で反映されているかということとつきあわせながら骨子案を見ていくということが必要かと思います。参考資料を見ていただきますと、それぞれのところに主な事業が必ず記載されていまして、これは今後、現状と課題と施策の方向性について検討し、具体的にはどのような事業でこれを具現化していくのかということが分かるように、次期計画も作っていくということです。今ご説明のところには、主な事業は入っていないわけですがけれども、具体的にその振り返りも含めて、アンケートの 2 次調査の結果ですとかそういうものも含めて拡大整備していく、あるいは継続していく、新規に取り組むということも含めた主な事業が現計画、参考資料 2 にあるような形でそこに記載されていくというか、取り組む形で出てくるということになるわけです。その主な事業のところはまだ記載されていないということで、次回、それ以降ということになるかと思っています。

そのような形で資料を使いながら、見ていただければということです。

先ほど進め方についてご説明したとおり、まず、第3次計画の構成ですとか基本理念、基本目標について、ご意見をいただければと思います。適切に記載されているかどうかです。これでいいのかどうかということでございます。構成については資料4、そして基本理念、目標については現計画を踏襲するというところでございますので、参考資料を見ていただいて、総論の③基本理念及び基本目標を見ていただくと、ページとしては2ページ、3ページとしてあるわけですがけれども、実際の骨子案のところにはそれは入っていないわけです。現計画を踏襲ということですので入っていないので、参考資料を見ていただくという形になります。まず、資料4の構成、ライフステージに沿った形でいうところですか、国の基本計画の項目が入ったということでまた新しく入ったこと、それから市の取り組み、条例づくりなども反映させたというご説明でございました。構成については、前回、一応大体ご了承いただいている部分でございますが、基本理念、目標についていかがですか。

私から意見を出させていただいて恐縮ですが、踏襲するということでありますけれども、参考資料の基本理念で地の文のところもほぼ変わらずに使うということでしょうか。

(事務局)

今のご質問は参考資料2の2ページでしょうか。四角囲みの部分の基本理念は踏襲するというので、その下の文書ということだと思うのですが、これについては時点修正をして、直す必要があれば直していきたいと考えております。

(島崎会長)

分かりました。ありがとうございます。目標は資料4にも書いてありますので、その四角の枠のところですね。

細かいところで、地の文の2行目で障がい者が生活において受ける制限を排除しということで、制限という言葉が使われているのですけれども、これは社会的な障壁ですとか、下にあらゆる分野がと書いてあるので、あらゆるというように二度使いができませんけれども、制限というと少し弱いかなと思います。基本法にも新しく出ていますし、ここでも説明されていますけれども、社会的な障壁というような書き方をしていただいたほうがいいかなと思いました。基本理念と目標については、その文のところで、細かいところで恐縮です。

委員の皆様、構成と理念、目標のところでは何かご意見がございましたら。よろしゅうございますか。またお気づきのところがございましたらお出しいただければと思いますが、くくりごとにご意見をいただければと思います。各論の1、地域生活の支援、保健・医療・福祉の充実についてです。今日の資料5でいいますと3ページから11ページまで。まずひとくくりとして第2部各論となっております、地域生活の支援、3ページから8ページの中ほ

どまでです。2 保健・医療・福祉の充実ということで、11 ページまであります。それぞれの関連の委員の皆様だけではなくて、オブザーバーでいらっしゃる林先生もお気づきのところがありましたらどうぞ、せっかくの機会ですので、ご意見をいただければと思います。このように振り返りをしているけれども、それがここに出ていてよかったとか、あるいは現計画の課題として振り返りをした部分をもう少し次期計画に反映させてもいいのではないかとこの部分もあろうかと思しますので、現状と課題のところ振り返りがきっちり反映されているかどうかということも見ていただければと思います。

保健医療関係で歯科医師会の平澤委員、せっかくですので、お気づきのところがあったら、ぜひ、上げていただければと思います。よろしゅうございますか。

(平澤委員)

平澤です。

医療サービスを受けるときに適切な医療サービスを受けられるように、医療と相談員が連携をとれるような体制がもう少し充実していると、受診される発達障がいの方、特に保護者の方もより医療を受けやすくなるということがあります。その辺も充実をお願いしたいと思っています。

(島崎会長)

保健医療、福祉、相談体制との連携ですよ。保護者の方、早い時期からという、なおのこと相談支援のところとの連携が必要だということですが、その辺りのところは、どの部分においてもそれはしっかり明記していくという形で、また主な事業が具体的にあればそれも入れていただければと思います。重複してもいいわけですよ。相談事業として書いていただき、さらに保健医療の事業としても書いていただき、相互に連携しましょうということでもいいわけですよ。再掲という形になるかもしれませんが。書き方としてはそういう形でいってもいいかなと思います。ありがとうございます。

事務局から何かございますか。

(熊倉委員)

今、平澤委員のおっしゃったお話に関連して、条例検討会の中でも知的障がい者のかなり重度な方が医療、例えば、手術などを受ける場合に実際になかなか引き受けてくれる医師がいないというのは、かなりそのように皆さん考えておられて、そのことを引き取って検討会の議論で、私として発言させていただいたのは、医師会の委員もおられることですから、医師法には患者を選び好みできないという基本精神が書いてありまして、障がい者の方でも医療を届けなければならないということがあるわけですから、問題は障がいのある人が、こういう人も見られるような病院を作ってくれということを使う世の中であってはよろしくな

いのだろうと。逆にどういう場合にはどういう仕組みで受け止めるのだということを実務的に医師の団体、職能団体、あるいはそういった関係の機関が持つておられるものと障がい者福祉と何かつなげるような具体的な仕組みの構築というのがあるがたい、実際に必要な話かなと考えましたので、どのような形で受け止められるかは別にして、平澤委員の発言に注目しておりますし、今後については期待を持ちたいと考えております。

(平澤委員)

今の話を少しふくらませてお話をさせてもらおうと、そういった方、親御さんも含めて医療の内容を説明してインフォームドコンセント、説明するのですけれども、理解ができないと混乱されてしまう。親御さんも混乱されてしまうことがあるので、第三者的にこの治療はこうなってこうなるのだという、再確認できるような、セカンドオピニオンを受けられるようなと言ったらそれはまた医療側の責任になるのかもしれませんが、そういったところも含めての相談員がいると大変助かると思います。安心して受診できると思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。今、現状と課題についての認識が適切であるか、あるいは施策の方向性は適切であるかということでご意見をいただいておりますけれども、次回、文章としてその部分について記載していければ、より今の新潟市の取り組みが生かされたものになるかなど、熊倉委員からのご意見、それから平澤委員からのご意見を併せてそのようにお聞きいたしました。ありがとうございます。

(高岡委員)

私が先ほど申し上げたことは今のところで申し上げたらよかったのかもしれませんが、それとは別問題で、2点について、具体的な提案を差し上げたいと思います。今後の計画の7ページ、それから施策の方向性の5ページの(6)スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援なのですが、実は、私は若いころはずっと馬に乗っていて、現在も新潟県馬術連盟というスポーツ団体の理事長をやっているのですが、馬の世界ではずっと以前から障がいをお持ちの方と動物のふれあい、いわゆるアニマルセラピーが非常に効果的だと言われているのです。現に私どもも、新潟県馬術連盟ではありませんけれども、新潟市馬術協会でも20年くらい、知的障がいをお持ちの方の施設と提携いたしまして、ホースセラピー、馬にふれあっていただく、乗っていただく、世話していただくということをやらせていただいて、一時的かもしれませんが、有効なことをやっているように評価していますし、現実には学校に行けなかった子どもが小学4年生から中学1年生になるまで、学校に登校しないで私どもの厩に来ていまして、馬の世話をしている中で、私は何がどうなったのか医学的なことは分かりませんが、突然学校に戻って猛勉強を始めて、私どもが気づいたときには新

潟大学歯学部に入って、今、立派な歯医者になっているという例もあるのです。そういうこともありますので、アニマルセラピー、新潟市もせっかくビッグスワンのほうに動物を飼っているような施設を造っていらっしゃいますので、そういうものを活用する施策も具体的にお取りいただけたらと思います。

それからもう1点、権利の擁護というところでどうしても触れたいと思うことがあります。それは成年後見人のことについてですけれども。

(島崎会長)

すみません、それは何ページでしょうか。

(高岡委員)

今、探しますけれども。

(島崎会長)

先のほうではないでしょうか。後ろのほうに行ってからご発言いただければと思いますが、よろしゅうございますか。

(高岡委員)

はい。

(島崎会長)

今の高岡委員のアニマルセラピー等のことについて、表現はともかく、書きぶりとしてはスポーツのところですが、反映できると思います。

各論の1、生活支援の地域生活支援ですとか保健医療の充実についてというところで、よろしゅうございますか。

(柏委員)

6ページに関するところなのですけれども、精神障がい者の地域移行について、それから施策の方向性のところで見直しをしているところと言っていましたけれども、どのような方向になるか教えていただけますでしょうか。

それから、現在、非常に退院促進ということ、現実に私の知っている家族の方々が勧められているということなのですけれども、地域生活支援センターI型のふらっとのような機能をするとところをこれから増やしていくという方向性はないのでしょうか。実際に私も地域で暮らすようにしていても再入院ということがたびたび出てくる場合に、やはり経済的な金銭管理ができないとか日中行くところがないとか、そういうところとの連携が非常に手薄な感じがしまして、どこに相談したらいいか非常に困ることがあるので、その辺のところをどのように盛り込むか教えていただきたいと思います。

(関係課：福島)

こころの健康センターの福島です。

今のご意見の前段の部分についてお答えしたいと思います。地域移行の方向性ですけれども、コーディネーターが廃止されてというところで、次の展開としては、精神保健福祉法自体の中に退院を促進するような仕組み、退院を支援する相談員を置いたりとか委員会を開くとか、そこに外部の支援者が入ってということですので、まず、そこを生かしていく。また、医療機関でこういった活動がどのように実施されているのかについて、現状把握ですとか、実際に外部の人間が病院の中に入っていくということがどのように行われているのかの検証などもやっていきたいと考えております。まず1歩として、関係機関の対応に関する研修、医療機関のスタッフに社会資源を知っていただくとか、そういったことを企画しております。関係機関のうち、医療機関については9月に会議を開きまして、退院に向けてどのような取り組みをしているかという、その際における苦労とか問題について共有するような場を設けたところです。

(事務局)

私から、地域活動支援センターI型のお話をさせていただきます。今、市内1か所ということで非常に手狭といいますか、登録者が多いということもありまして、今年度中にもう1か所整備したいと考えております。具体的には中央区の沼垂にあります東出張所の空きスペースを活用しまして、来月から事業者を募集した公募という形で、早ければ3月の終わりにオープンできるかもしれませんが、遅くとも4月からは新しいものを一つオープンさせようと思っております。

(柏委員)

ありがとうございます。それからもう一つ、これは医療の問題かもしれないのですが、病院に入院した場合、入院した病院の看護の中で、当事者の人たちに地域で暮らしていくような看護の仕方、そういう方向も一つ含まれていくような気がするのです。例えば、入院したときに非常に状況が悪いという、そこから回復していく過程で家族に帰せばいいというような意識がけっこう患者の中には多いような気がするのです。看護の過程で自分で生活していく方向性を含めた、ライフステージも含めたような看護の仕方に今後入っていくととてもいいのではないかと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

(島崎会長)

ご意見として、現状の振り返りといいますか、課題としてあるのではないかと。それを今後、6ページの精神障がいの人たちへの取り組みの方向性の中で、何かできることとしてあげられないだろうかというご提案も含めてのことだと思っておりますので、お願ひしたいと思います。

今日、このように出された意見については、どのような形で文章化したかということも、次回、ご説明ください。今年度まだありますので取り組むということで、実際に実績ができてくるとは思いますけれども、それも含めて、さらに上乘せしていこうということができれば一番いいと思いますので、そのようなことも併せてお願いしたいと思います。お気づきのところ、関係の委員もいらっしゃるかと思いますが、また書面等でお知らせいただくということをお願いしたいと思います。

では、各論の3、4に移らせていただきたいと思います。資料5の12ページの3療育・教育の充実、それから続いていきまして14ページになります、4雇用促進と就労支援、16ページの上のところまでですが、今日は就労関係の大瀧委員がご欠席ですので、またご意見をいただきたいと思います。就労支援関係の事業所をやっている方もいらっしゃいますし、それだけではなく、療育・教育の充実と雇用促進と就労支援について、12ページから16ページについてご意見をいただければと存じます。いかがでしょうか。

(丸山委員)

最初に就労支援ですが、資料4の一番下に出ておりますけれども、第3部計画の推進に向けてということで、2に当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力と書かれていますが、前回の審議会でもお願い申し上げましたけれども、今日の資料でも出ていますが、既存のいろいろな物品等の購入先というのは相当増えているようです。障がい者雇用に積極的な企業というのはよく理解できています。前回申し上げたのは、それとは別に、そこには一つの限界があると。やはり就労機関の創出を新たにしていかないと、なかなか裾野が広がっていかないという中で、ここに書かれていることは本当にこのとおりだと思います。現実論として、例えば、新潟県にはA型の事業所が非常に少ないのです。全国的に見ても極めて少ないと思います。それはB型は運営という形態ですけれども、A型になると経営になります。なぜかといったら、マーケティングがとても大事になります。仕事をとってこない限りつぶれてしまうということですから、非常にハードルが高いです。なかなかこれは思い切ってやろうとするところが出てこないということが現実だと思います。そういう中で、行政主体に仕事を落としていくことで一つ回していく仕事を創出できないかということは前回お願いしたところで、ご検討いただければと思います。

もう一つは、民間の事業者で障がい者雇用を前提にして新たな事業を興したいという方もいらっしゃいます。そういう方に対して行政としてはどこまでご支援いただけるのだろうか。ぜひ、バックアップしていただきたいと思っております。また、少しご検討いただく中で、そういう事務所もご紹介したいと思えますし、そこに新たな障がい者中心の雇用が発生してくるという前提であれば、仕事は自分でマーケティングをして自分でとってきます。行

政から落としてくださいではありません。一般マーケットから仕事をとってくる。それも障がい者を使って事業を回したいと。そこの企業でのリスクも含めて、一部資金の応援とかそういうことを行政からやっていただければスタートを切れるのかなど、このようなところにご支援いただくことが可能であれば大変ありがたいと思っておりますので、ご検討いただければと思っております。

それから、同じ就労のところで、私ども就労移行支援事業所としてやっておりますので、いかにたくさんの方を一般企業に就職させて結びつけるかということが我々の活動でございます。就職させればさせるほど空洞化しますから、新たな利用者を獲得しなければいけないというのは経営的には当然のことですが、それは努力でやらなければならない。そうしたときに、我々が経営的に一番大きく影響してくるのが、就労させたものに対するいわゆる就労加算なのです。就労加算をきちんと評価していただくことで我々の経営も非常にやりやすくなるということです。ところが、今は就職率、定員の 45 パーセントマックスで頭打ちなのです。50 パーセントやっても 60 パーセントやっても 45 パーセント以上の就労加算がつかないということで、この辺も非常に厳しいなど。私ども、10 月時点、今年度ですでに 45 パーセントから 50 パーセントくらいいっていると思いますが、年度でいうと 67 パーセントくらいの就職率に持っていけるかもしれないと。そうすると、45 パーセントを超えたところで全く評価の対象外になってしまうのです。これは矛盾がありませんかということです。

実は、この前、西村ちなみさんがお見えになったのでそのような話をしたら、彼女が厚生労働副大臣をやっているときに作ったのです、申し訳ありませんという話で、厚生労働省につないでいただいたので厚生労働省に行って話をしてきました。ただ、今すぐというのは少し難しいということでした。ただ、逆に今度は今までの 6 か月の就労後の定着においてある評価をしていたものを、もう少し評価の物差しを広角にするという話があったのです。この辺が市レベルでも検討に入っていらっしゃるのかどうか、もし分かればお聞かせいただきたいと思っております。半年で評価し、1 年でさらに評価しとかそういうことになるのだろうと、その辺が分からないので。この辺も改善の余地があるのではないかと感じているので、ご見解なり、もし持っていらっしゃるようであればお聞かせいただければありがたいと思っております。

(事務局)

就労意向の給付費については、基本的に国の給付費の単価とルールをそのまま新潟市でも使用していますが、来年度に向けた方向は実はまだ説明がございませんで、11 月 4 日に国から来年の方向性の説明会がありますので、そちらに行って来年の動きについては聞いてくることになっております。いずれにしても、国がその部分についてはこうしようという形で出してきたものを新潟市もそのまま踏襲して給付費として。国も 2 分の 1 給付費を持

っているものですから、その動きを見ていくような形になると思います。

(丸山委員)

もう一つ、前段に申し上げた民間企業に対して、行政としての支援のようなものはどのようになっているかお聞かせいただきたいと思います。

(事務局)

今、既存の制度を使えるものかどうか、もしくは新たな創設の検討の必要があるかについて、個別に後日担当に伺わせてもらいますので、どういうことなのかという事情等を詳しくお聞かせ願えればと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございます。就労について、教育と連携しながらやっていかなければいけないところがありますけれども、私も丸山委員がおっしゃったような企業ですとかA型を増やすですとか、新しい農業特区、新潟市がとっていますけれども、それと15ページにあるような農業の地域特性を生かした雇用の拡大ですとか、この辺はそれこそ新潟市がかなり積極的に次年度以降取り組んでいくのだと思いますので、それを、今、丸山委員がおっしゃったような考え方で行けばかなり広げていけるのではないかと。そういう意味では、計画のところに少し反映させた形で、特区をとったことが障がいのある人たちの就労にどう生かせるか、そういう部分も新潟独自のというところで、少し加えていくと夢が出てくるかなという感じがいたしますので、私も同様のことは感じました。よろしく願いいたします。

療育・教育の充実、雇用促進と就労支援、12ページから16ページのところでご意見をお聞きしていますけれども、いかがでしょうか。林先生、何かございますか。

(林代表)

こういう計画は大体総論で皆さん納得することを書くものだとは思いますが、例えば、連携とかという言葉がたくさん出てくるのです。実際に新潟市障がい者ITサポートセンターをやっていると、連携というのはほとんどとれていない場合が多いのです。例えば、小学校から中学校に行くときにコミュニケーションエイドを使っても中学校で使ってくれないとか、学校の中ですら担任が替わったらもう何もしてくれないとかということは頻繁に起こるのです。理解されないことすらあるのですけれども、今回、解消法とかできましたから、その点はだんだん時間をかければ解消できると思うのです。

連携という言葉はきれいなのですけれども、現実に出ると非常に縦割りが強くて、例えば、学校の中にどのくらい医療やそれ以外の方々が先生を支える仕組みが現在あるかという、ほとんどない状態です。新潟市障がい者ITサポートセンターを6年やるのですけれども、教育センターから依頼が来ることはまずないのです。西蒲区の教育するところがありますけ

れども、学校という全体の組織として我々に対して何かやってくれということはないのです。大抵現場の先生方から、非常に困ったということがあるから来るという状態なので、もう少しそれを、個々のボトムアップではなくて全体的にそういうものができるような、連携がより具体的になるような枠組みがいつもできないものかということをよく感じます。

それから、日本の場合は母親の負担がものすごく、我々のセンターに来るお母さん方を見ても、かなり精神的に疲れている方が多いので、子どものときから療育のところと教育のところはつないで、実際に見てみると、母親の負担、ありましたよね、アンケートを見ても。それをもっと支える体制を具体的にやっていかなければいけないのではないかと感じるがします。どうしても日本の場合はまだ医学モデルがかなり強くて、病気が治らないと何も解決しないのだと。その辺が社会モデルになっていなくて、もう少し社会でみんなが支えるような具体的な体制を作っていかないと、こぼれている人がかなりいらっしゃるような感じがします。学校の場合、もう少し学校の先生方を社会で支えるような体制がいるのではないのでしょうか。今まではあまりにも学校というものが独立していて外との関係がなくて、たまたま対応する先生の能力とか資質とかやる気にもものすごく依存している場合があるのです。例えば、県立東新潟特別支援学校、今年の春に数人大学に入ったのです。恐らく、あんなにたくさん大学に入ったことはないと思うのです。我々がかかわるようになってからようやく大学進学も増えてくると。

それから、特別支援学校の教育は、例えば、知的に問題がないと新潟の場合は1校しかないわけです。しかし、1校あってもその子どもにあった教育体制というのはほとんどとられないわけです。簡単に言えば理系の大学に行くことはまず不可能です。国立大学に入ることも不可能です。恐らく私立の文系の推薦入学以外に障がいのある子どもは大学進学は難しいと思うのです。しかし、今回の解消法もあると思うのですけれども、これから障がいのある方を自らいろいろな発信したりしていかなければならない時代に、教育の充実というのは。それも我々がかかわっただけで数人大学進学するくらいですので、大してお金がかからなくてももう少し学校が地域のいろいろな社会資源を有効利用するような枠組みを作れば、お金をかけなくてもそういうことが可能になるのではないかといつも思うのです。個々にはできるのですけれども、その大きな枠組みをどうしたらいいかというのはいつも悩むところなので、それは私一人ではとてもできそうもないことなので、やはり、縦割りをいかにつぶしてみんなが学校を助けるようなスキームができればいいのではないかと常に感じているので、そういうものがここに入ってくるとうれしいなという感じはします。あまり具体的な意見でなくて申し訳ないのですけれども、実感として、やはりこれからの障がいがある方が高等教育とか普通の教育が十分受けられるような、その子どもに合った教育が受けられるような体

制を、学校だけではなく医療も福祉も、それからそれをいろいろな人たちが支えるような枠組みが新潟で作られ、それが全国に発信していくとうれしいなと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございます。林先生は実際に新潟市障がい者ITサポートセンターのセンター長として取り組んで、学校の現場に入っていく実感だと思います。その辺のところをもう少し書きぶりで入れられたらいいかなと思います。ぜひ、お願いしたいと思います。

進ませていただいてよろしゅうございますか。各論の5生活環境の整備、それから6差別の解消及び権利擁護の推進、地域社会の障がいに関する理解の促進という基本目標に関する各論の項目ですけれども、これについては資料5の16ページから22ページまでとなっております。6差別の解消及び権利擁護の推進については、先ほど事務局からも本市の動きも十分に反映させた形でというご説明もあったかと思えます。実際、条例づくりに取り組んでいらっしゃる委員の皆様もいらっしゃいますので、そういうご意見もいただければと思います。いかがでしょうか。5生活環境の整備、6差別の解消及び権利擁護の推進について、ご意見いただければと存じます。一通り最後まで行ったところで、また全体を鳥瞰してお気づきのところがあればご意見をいただくことにしたいと思います。

まずは生活環境の整備、住宅環境の整備のところですか。ニーズとしては、ニーズ調査をしますと大体道路、交通、住宅、バリアフリー化ですとかそういうことがけっこうニーズとしては高かったりする部分なのですけれども、いかがでしょうか。全体を通してのことになりますけれども、いかがでしょうか。

佐藤委員、何かございますか。

(佐藤委員)

障がい者の社会参画というかそういうことを考えたときに、私どもの会員の中に目の不自由な方から耳の不自由な方、また肢体の不自由な方々、みんな入っているわけですが、目の不自由な方々がよく言うのが、汽車に乗ろうと思ったらホームから転落したということです。何回か私も耳にしています。そういう点で、もう少し何かいい方法がないのかなと。東京に行くと、開くところにはホームからきちんと開いて、閉じると安全になっていくわけなのですけれども、目の不自由な方にとってはいつ落ちるかどうかということを考えながら歩かなければならないようなところがあったりします。それから、町を歩いていると、あちこちに整備されない道路がたくさんあるわけです。そのところは真っ直ぐ歩いて行くと電信柱にぶつかったりということで非常に困っている方が多いもので、あれは何とかならないかと思っています。

それから、耳の不自由な方から言わせると、今度は信号でぱちぱちと言わせれば理解でき

る、何とか見えるわけですがけれども、今、渡っていいのかなということができるといこともあるでしょうけれども、そのようなことが、さまざまなことが尻切れトンボのような形で町ができていくということで、決してバリアフリーが全部できているわけではないという中で生活しているの、そのようなことを感じます。

それから、私の場合は車に乗れるからある程度遠いところまで行くわけですがけれども、全く車に乗れないと、買い物に行くことすらできないと。買い物弱者がまだたくさんいると。特に高齢化している方がいる中で、障がい者もその中の一人かなと思っています。こういう支援方法というかそういうものが何とかならないかというのが私の、あちこち切れているバリアフリーになっていないところとか、それから生活支援の点でそういう買い物弱者をどうしてくれるのだというものを考えてこの中に盛り込んでいただければと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。この辺は今後差別解消法の合理的配慮との関係の中でまちづくりといえますか、いろいろなハード面を変えていかなければならないという状況も生まれてくると思います。その辺、市としてどう取り組んでいくかという辺りももう少し盛り込まれたらというご提案だったかと思います。ありがとうございます。

(高岡委員)

この会議が始まる前に事務局に確認させていただいたのですがけれども、当たらずといえども遠からずということなので、敢えて発言させていただきたいと思います。20 ページの(2)権利擁護の推進の中で、成年後見制度に関してであります。私は新潟市の市民成年後見人の養成制度が少しおかしいのではないかと考えています。新潟市社会福祉協議会に委託して養成講座をやっているんですけど、あれは市民後見人養成ではなくて、社会福祉協議会が法人受託した被後見人を後見する社会福祉協議会の非常勤の支援員の養成なのです。私はあれは間違いだと思います。市民成年後見人というのは一定の知識なり何なり、資格も何もいらないのですがけれども、養成講座を受けた者が家庭裁判所に候補者として登録して選任を受けることができる状況を作り出すというものだと思うのですが、私は少なくとも今の社会福祉協議会の非常勤職員としてやる支援員の養成は間違いだと思いますので、その修正方、ぜひお願いしたいと思います。この場にふさわしくない議題であれば、担当課なり担当に、ぜひそういう話を伝えていただきたいと思います。

(島崎会長)

これは関係するところと社会福祉協議会に確認していただいて、後日でもご説明いただく、あるいは、権利擁護についての、そういう意味でも少し書きぶりをもう少し盛り込んでもいいかなというご提案であったかと思いますが、お願いいたします。

(宇治委員)

宇治です。

私からは、ボランティア活動の件でお願いします。実際、ボランティアの団体が非常に増えて、育成されている現状は理解できるのですが、それがうまくボランティアの活動につながっていないのではないかと、育成されてその後施設等にうまくボランティアで育成されたものを生かして、つなげるというのでしょうか、施設等につなげられていない、必要などころにつなげられていない現状があるというところを、施設を運営している中で感じているところです。

夏休みになると学生ボランティアが施設のボランティアを希望して直接電話をくださったりするのですが、それが本当に単発で1回きりのものでうまくつながっていかないのが非常に残念だと思います。うちの施設なども、特に精神障がい施設なのですが、精神障がいのことを理解していただいてつながって、長くつながっていただきたいと、特に学生、若いうちに理解していただいてつながってもらいたいと思うのですが、1回きりで終わってしまっているところがあるので、つなげるということをうまく継続していけるという工夫が必要なかなと思っています。

(島崎会長)

22 ページの現状と課題のところ、ボランティアの育成と活動、連続性のところで、具体的に少し話をお聞きしたりしながら入れていただければと思います。

何かご説明はありますか。

(事務局)

今ほどの高岡委員からのご質問、事前にいただいていたので担当課にお伝えしました。担当課から回答をいただきましたので、読み上げさせていただきます。

新潟市としても研修修了者が個人で受任してほしいと考えておりますが、市民後見人養成研修を修了した個人がすぐに後見人になれるわけではなく、選任に値する知識や経験があると家庭裁判所に認められなければならないため、時間がかかります。家庭裁判所からは研修修了者が市民後見人として個人で受任するには市民後見人の活動をサポートする体制が必要だと聞いています。市民後見人研修修了者にまずは新潟市社会福祉協議会の後見支援人として活動していただき、研修修了者が経験を積んだ後に将来的に家庭裁判所から個人で選任されるよう市民後見人をサポートする体制について検討していきますという回答をいただいております。

(高岡委員)

そのようでしたらその旨も広報していただきたいと思います。今の回答で私も納得できた

部分がありますけれども、そういうことが一切なく、研修修了者は社会福祉協議会の支援員として非常勤として勤務していただき、支援としてと書いてあるのです。それしか書いていません。少し場違いの発言だったかもしれませんが、失礼しました。

(事務局)

今のご意見は担当課に必ず伝えたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。丁寧な回答をいただいてよかったですと思います。やはり周知のところのいい事例だと思いますので、ぜひ、生かしていただければと思います。

今日、予定していた時間が過ぎてしまったところなのですが、今、各論の5、6のところでご意見をいただいているところですが、まだご発言いただいておりますが、片桐委員、柳委員、全体を通してでも、何かご意見ございましたらお願いしたいと思います。

(片桐委員)

片桐です。

貴重な時間ですけれども、私は福祉教育の推進ということで、とてもこの文章が目にとまりまして、あるときの新聞の投書に私と同じくらいのお母さんが書いてあったのです。私たちの子どものころは1年から6年まで先生が替わらずクラス替えもなかったと。その中で、障がいのある子どもがいたのだけれども、運動会であろうと何だろうとその子がグループに入ってくれば必ずビリにもなるし、普通の人と子どもたちのグループと競い合えないけれども、先生は絶対に抜けないで、その子も抜けないで一生懸命6年間を過ごさせてもらったことにとっても感謝されていた投稿がありました。私もうちの孫に聞いたのです。あなたたちのクラスにも障がい者の子どもがいたよねと。そうしたら、いとと。その子は今どうしているのと言うと、たまに同じクラスに勉強に来ると。その子が来るとやはり遅れると。何をさせても遅れるからと。では思いやりの心はどこで育つのと私が言ったら、そうだねと。だれがそれを教えるかということになると、やはり大人である私たちが教えなければいけないのですけれども。

もう一つ、あることがありました。私が陸上競技場に行ったときに、押し車で、私も障がい者ですから陸上競技場から出て夫の車が来るのを待っていたときに、二十歳くらいの男の子が交通整理をしていて、お母さん、このいすを使ってくださいと。使い終わったらそこに置いておいてください、私に取りに来ますからと。ああ、これが小さいときから培われた思いやりの心なのだなと思うことがありました。

今の会議のあれにはそぐわない話ですけれども、私はそういう教育をもう一度というか、全部浸透して国民のみんなが思いやりの心で大きくなって大人になっていくことを願わずに

はいられません。変な話ですみません。

(島崎会長)

ありがとうございます。まさに教育の部分ですとか福祉教育の精神ですとかそういうところで、後ろ側に書いてありますけれども、もう少しそういう部分も、今の片桐委員のお話が意味するところを少し入れていただくと、より深まっていくのではないかと思います。よろしく願いいたします。

柳委員、何かございませんか。

(柳委員)

8ページになります。今まで、盲ろうの通訳・介助員が新潟市にはいなかったと思うのですが、今度、新潟市は始めると決めたと載っています。新潟市でも始めるということを含めるといいと思います。これからもよろしく願いしたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。8ページに盲ろう者向け通訳ということが明記されているので、これはぜひ、今でもできればと思いますが、次期の計画できちんと事業化して取り組んでいただきたいということです。

(熊倉委員)

バリアフリーの話が佐藤委員からありました。まちづくり、公共事業というのは今はどんどんお金が細くて大変な状態ではあるのですが、交差点改良ですとか、土木、そういったまちづくりの部局でそういう計画をお持ちの場合に、それを実行に移す段階ではそういった障がい者の要望を聞くというプロセスを入れ込んでいただいて、地域の方の要望を入れて、そこで歩道整備をするようなときでないとなかなかできないものですから、入れるようにして進めていただくということを確認していただければ大変ありがたいと思っております。

少し関係するのですが、国の庁舎のバリアフリーについて障がい者団体にどのような状況か点検して評価を聞かせてほしいということがありまして、何人か関係者で行きました。そのときに、いろいろな施設をしてあるのです。寄ってきたときにそこに近づくとポストから放送が流れるという仕組みがあったり。ただ、そこでそれがいいのか悪いのかとかいろいろな点を考えると、そういうものがあってありがたい人に対しての一般的な情報としてまず伝わっていない。結果として、いろいろなこともできるということが必ずしも有効に機能していないという部分がありました。これは、よく関係したことは当事者抜きに決めるなという言葉がありますけれども、まさにそれを必要とする人に必要な情報を伝えていない、途切れたまちづくりというのは効果もないし、せつかくお金をかけてもなかなか生きてこないという部分がありますので、その辺を、これからそういうことが行われるということになると、

そういうまちづくりが進んだときに少しずつ進むということになるのだと思いますし、そういう意味では、新潟島を車いすで1周できるような整備も営々と進めてきてここまでなったのですけれども、そういうことがあってうれしいと思うべき方にとっては何十年、国や市がそういうことをやってきたとかそういう基本的な情報をあまり受け取っていなかったりしてというのも、これもおかしいものだなと思います。感想です。

(島崎会長)

ありがとうございます。理念のところにも、自らの選択決定に基づいてあらゆる場面に参画していくということが明記されていますので、それらの、今、熊倉委員がおっしゃったようなことが全体にカバーされるといいのかなと思いつながりながらお聞きしておりました。ありがとうございました。

時間が過ぎてしまいましたので、この資料4、資料5、第3次新潟市障がい者計画の構成と骨子につきましては、今日、ご意見をいただけたということで、議事(4)を終了させていただきたいと思います。

### 3. その他

(島崎会長)

次に、その他ですけれども、事務局から何かございましたらお願いしたいと思います。

(事務局)

先週の土曜日の新聞にも載っておりましたが、私どもの障がい児のサービスを受けていた方に負担金の過剰請求があったということで、それについてご報告させていただきたいと思えます。すみません、資料はございません。口頭だけになります。

障がい福祉サービス等を利用するに当たって、利用者が事業者を支払う利用者負担について上限が設定されて、上限額を超えないように事業者が管理しております。その際、障がい者につきましては利用者ごとに上限額が設定されているのですが、障がい児の場合は保護者単位で上限額が設定されます。これにより、同一世帯内に兄弟で障がい福祉サービスを利用する場合、本来であれば保護者単位ですので保護者一人につき上限額が設定されるどころ、兄弟それぞれに上限が設定されて過剰に請求があったということが判明しました。それが制度開始の平成18年4月から約8年半にわたって続いていたという事例でございます。具体的には、市内で保護者16人の方に対して86万6,000円あまりの過剰な請求をしてお支払いいただいたということでございます。これにつきましては、電話等で個別にご連絡したうえおわび申し上げまして、11月中旬に皆様の指定される口座にお支払いするというので、今、事務を進めております。

これらにつきましては、制度施行時からその部分についての事務の仕方が統一されていなかったということが原因になっております。また、電算システムにおいてもそれらを特定する機能がなかったということが原因になっております。早急に再発防止策、システムの改修ですとかマニュアルなどを整備して、今後このようなことがないように努めてまいりたいと思いますし、より信頼される新潟行政の実現に努めていきたいと考えております。

本日は、新潟市障がい者施策審議会の委員の皆様はこの件についてご報告させていただくとともに、おわびを申し上げたいということでご報告させていただきました。どうも申し訳ございませんでした。

(島崎会長)

ありがとうございます。きちんとしたご説明をお聞きできたほうが、私どもも施策審議にかかわる者として必要なことだと思いました。ありがとうございます。

それでは、平成 26 年度第 2 回新潟市障がい者施策審議会はこれで終了となりますけれども、お急ぎのところ申し訳ありませんが、委員の皆様それぞれのお立場でお気づきのことですとか、普段お考えのことですとか、それから、まさに今日議論した中でまだまだ言い尽くせなかったとか、あるいは、今日ご説明いただいて気づいたということがお戻りになって出てくるかと思しますので、そういうさまざまなことにつきまして、ご意見やお問い合わせ、提案などをいただければ何よりと存じます。今日、机上配付されました「新潟市障がい者施策審議会に対する意見について」という用紙がありますので、そこにお書きいただいております。これは委員にメール配信、前回はしていましたか。またメールで、ご面倒おかけしますが、配信していただければ、それによって送信という形で簡易にできるかと思しますので、ご配慮いただければと思います。

お忙しいところ長時間にわたり、また、お約束の時間を 20 分ほど過ぎてしまいまして申し訳ありませんでした。ご協力いただき、ありがとうございました。事務局にマイクをお返ししたいと存じます。

#### 4. 閉会

(司 会)

島崎会長、大変ありがとうございました。また、委員の皆様も活発なご意見をちょうだいいたしまして、ありがとうございました。

次回の日程ですが、11 月 27 日午後 3 時半からの開催となります。またご案内等させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、駐車券をお出しになった方につきましては手続きしてありますので、お帰りの際に

忘れずにお受け取りください。

以上で、本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。